

# 野田市水道料金等関連業務包括委託公募型プロポーザル募集要項

野田市水道料金等関連業務包括委託に係る企画提案を募集します。

本業務の目的を達成する上で有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、これに必要な事項を定める。

## 1 業務の趣旨・目的

本業務は、野田市における水道料金及び下水道使用料に係る検針業務、収納業務、滞納整理業務、給水装置関連業務及び電子計算処理業務等を包括的に委託することにより、利用者サービスの向上及び経費の削減を図ることを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

野田市水道料金等関連業務包括委託

### (2) 業務執行場所

野田市中根324-4 野田市水道部お客様センター

### (3) 業務委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

※契約日の翌日から令和9年3月31日までは履行準備期間とする。

### (4) 履行区域

野田市水道事業の設置等に関する条例第2条に定める給水区域とする。

### (5) 業務内容

委託業務の詳細については、野田市水道料金等関連業務包括委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定める。

### (6) 履行準備期間

受託者の負担と責任において、人材の確保、従業員の研修、現受託者からの引継ぎ等の履行準備を行うものとする。また、契約満了前に新たな受託者に引き継ぐ場合も同様に行うものとする。

## 3 提案上限額

金891,600,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

## 4 参加資格の要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 野田市入札参加資格業者名簿（業務委託）に登載されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 令第167条の4第2項の規定による本市の入札参加制限を受けていない者。
- (4) 野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月28日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (5) 野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）

- に基づく指名除外を受けていない者。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。
- (8) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。
- (9) 過去 10 年以内に、給水人口 15 万人以上の自治体の水道事業に係る検針業務、収納業務、滞納整理業務、給水装置関連業務及び電子計算処理業務を継続して 3 年以上の期間にわたって受託した実績があること。

## 5 野田市公契約条例

### (1) 公契約条例の適用

本契約は、野田市公契約条例（以下この項において「条例」という。）の適用を受けることから、本契約を受注した場合は、条例第 5 条に規定する労働者（以下「適用労働者」という。）に対して支払う 1 時間当たりの賃金が、野田市長が定める賃金等の最低額（以下「最低額」という。）以上でなければならないこと。

業務委託期間の最低賃金は募集時点では決定していないため、下表「令和 8 年度最低額」を用いて人件費を積算すること。また、業務委託契約締結に際し、契約期間の最低額が下表の金額を上回る場合は、その増額分を野田市水道部が負担する変更契約を締結する。

職 種	市長が定める賃金等の最低額
事務員	1, 239 円
事務補助員	1, 212 円

最低額以上の賃金の支払が適正に履行されているかどうかを確認するため、市が必要とする書類を提出すること。

最低額以上の支払の履行が確認できない場合は、立入調査、是正命令等の措置を行う。改善が見られないときは、契約を解除するとともに、その内容を公表し、違約金を徴収する。

なお、条例に係る手続等の詳細については、別添の「野田市公契約条例に係る特記事項（業務委託契約・プロポーザル用）」及び「野田市公契約の手引」（<https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html>）野田市ホームページに掲載）を熟読の上、誤りのないように手続を行うこと。

### (2) 公契約条例に関する誓約書の提出

本プロポーザルに応募しようとする者は、参加申込の際に公契約条例に関する誓約書（様式 4）を提出すること。

## 6 実施要領等の配布方法

### (1) 実施要領・仕様書の配布

令和 8 年 6 月 15 日（月）から令和 8 年 7 月 24 日（金）まで

### (2) 配布方法

市水道部ホームページからダウンロードによる。

## 7 スケジュール

	項目	日程
一次 審査	プロポーザル実施公告	令和8年6月15日(月)
	参加申込に関する質問の受付	令和8年6月22日(月)9時から 令和8年6月26日(金)17時まで
	参加申込に関する質問の回答公表	令和8年7月10日(金)
	参加表明書の受付	令和8年7月21日(火)9時から 令和8年7月24日(金)17時まで
	参加資格審査結果の通知	令和8年8月7日(金)
二次 審査	資料の閲覧	令和8年8月17日(月)9時から 令和8年8月21日(金)17時まで
	企画提案書作成に関する質問の受付	令和8年8月31日(月)9時から 令和8年9月4日(金)17時まで
	企画提案書作成に関する質問の回答	令和8年9月18日(金)
	企画提案書の受付	令和8年9月25日(金)9時から 令和8年10月2日(金)17時まで
	プレゼンテーションの実施	令和8年10月5日(月)から 令和8年10月9日(金)までの間で指定した日
	受託候補者の決定	令和8年10月中旬
	事業者決定(契約締結)	令和8年10月下旬
	履行準備期間	契約日の翌日から令和9年3月31日(水)まで
	業務委託の開始	令和9年4月1日(木)

※日程は、手続きの進捗状況や都合により変更する場合があります。

## 8 参加申込に関する質問の受付及び回答

本プロポーザルへの参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、参加申込にあたり質問がある場合は、次のとおり提出すること。

### (1) 提出期間

令和8年6月22日(月)9時から令和8年6月26日(金)17時まで

### (2) 提出方法

参加申込に関する質問書(様式1)に必要事項を記入の上、電子メールに添付し提出すること。なお、着信確認は送信者の責任において行うこと。

### (3) 提出先メールアドレス

[suidoubu-1@mail.city.noda.chiba.jp](mailto:suidoubu-1@mail.city.noda.chiba.jp)

### (4) 提出時のメールタイトル

件名は、「参加申込に関する質問」とすること。

### (5) 参加申込に関する質問への回答

参加申込に関する質問への回答は、質問回答書としてとりまとめ、令和8年7月10日(金)に野田市水道部公式ホームページにおいて公表する。

なお、回答の公表にあたっては、質問者を匿名化する。

## 9 参加申請書の受付及び参加資格審査結果の通知

参加希望者は、参加申請書類を次のとおり提出すること。

### (1) 提出期間

令和8年7月21日（月）9時から令和8年7月24日（金）17時まで  
※12時から13時までを除く

### (2) 提出方法

野田市水道部 業務課業務係 宛てに持参により提出すること。郵送、FAX、  
電子メールによる提出は認めない。

### (3) 提出書類

ア プロポーザル参加申請書（様式2）

イ 参加資格要件に関する誓約書（様式3）

ウ 公契約条例に関する誓約書（様式4）

エ 登記事項証明書（最新の履歴事項証明書）

オ 定款（最新のもの）

カ 会社概要（様式は任意）

(ア) 名称、所在地、代表者氏名、設立年月日、資本金、事業内容、従業員  
数、水道料金等関連業務に従事している従業員数、売上高など

(イ) 法人沿革

(ウ) 組織図

キ 実績調書（様式5）

ク 受注実績を証明する契約書の写し又は実績を証明できる書類（給水人口が  
記載されていること）

ケ 法人の状況を証明する書類（直近3会計年度分）

(ア) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び株  
主資本等変動計算書）又はこれに類するもの。

(イ) 直近3会計年度分の提出ができない場合は、その理由書（様式は任意）

コ 納税証明書（直近1会計年度分、3か月以内に発行されたもの。）

(ア) 法人税

(イ) 法人事業税

(ウ) 消費税及び地方消費税

(エ) 納税義務がない法人については、納税義務がない旨の申出書（様式は  
任意）

### (4) 提出部数

ア 正1部、副11部

イ 参加申請書や登記簿謄本などは、正本に原本、副に写しを添付すること。

ウ サイズはA4版縦長横書き左綴じとし、A3版を使用する場合はA4版に  
折り綴じとする。提出書類は、ファイル綴じ込みにより項目別インデック  
スを添付し前記の順に編さんすること。

### (5) 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査は事務局が行い、令和8年8月7日（金）までに参加希望  
者に対し、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式6）を発送する。資

## 料の閲覧

参加者に対して、以下のとおり資料の閲覧の期間を設ける。

- (6) 資料閲覧実施期間  
令和8年8月17日(月)9時から令和8年8月21日(金)17時まで  
※祝日を除く。平日の12時から13時までの間を除く。
- (7) 実施場所  
野田市中根324番地 野田市中根配水場管理棟又はお客様センター
- (8) 閲覧できる資料  
別紙「帳票一覧(閲覧用)」のとおりに
- (9) 申込方法  
前日までに電話で予約の連絡をすること。  
※野田市水道部業務課業務係：04-7124-5145(音声案内5)
- (10) 申込期間  
令和8年8月17日(月)9時から令和8年8月20日(木)17時まで  
※祝日を除く。平日の12時から13時までの間を除く。
- (11) 留意事項  
資料の閲覧は、野田市水道部が指定した場所でのみ可能とし、指定の場所以外への資料の持出しを一切禁止する。

## 10 企画提案書作成に関する質問の受付及び回答

企画提案書作成にあたり質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期間  
令和8年8月31日(月)9時から令和8年9月4日(金)17時まで
- (2) 提出方法  
企画提案書作成に関する質問書(様式7)に必要事項を記入の上、電子メールに添付し提出すること。なお、着信確認は送信者の責任において行うこと。
- (3) 提出先メールアドレス  
[suidoubu-1@mail.city.noda.chiba.jp](mailto:suidoubu-1@mail.city.noda.chiba.jp)
- (4) 提出時のメールタイトル  
件名は、「企画提案書作成に関する質問」とすること。
- (5) 企画提案書作成に関する質問への回答  
企画提案書作成に関する質問への回答は、質問回答書としてとりまとめ、参加者に対し、令和8年9月18日(金)までに電子メールにて回答する。  
なお、回答にあたっては、質問者を匿名化する。

## 11 企画提案書の受付

参加者は、「野田市水道料金等関連業務包括委託に係る公募型プロポーザル評価基準要領」の評価基準表を基にした企画提案書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期間  
令和8年9月25日(金)9時から令和8年10月2日(金)17時まで  
※土日、祝日を除く。平日の12時から13時までの間を除く

(2) 提出方法

野田市水道部 業務課業務係 宛てに持参により提出すること。

(3) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式8） 正本1部、副本11部
- イ 企画提案書（様式は、任意） 正本1部、副本11部
- ウ 提案見積書（様式9） 正本1部、副本11部
- エ 提案見積内訳書（様式は、任意） 正本1部、副本11部
- オ プレゼンテーション出席者報告書（様式は、任意） 1部

(4) 企画提案書の作成方法

「野田市水道料金等関連業務包括委託に係る公募型プロポーザル評価基準要領」の別表の評価基準表に沿って順番で作成すること。

- ア 日本語を使用し、A4版縦置き横書き両面左綴りで作成すること。
- イ 図表等を使用するためにA3版を使用する場合は、折り綴じすること。
- ウ フォントはユニバーサルデザインフォントを使用し、本文のフォントサイズは12ポイントを基本とすること。
- エ 頁の最初に目次をつけ、各頁に頁番号を記入すること。
- オ 正本の表紙には、事業者名を記入すること。
- カ 企画提案書には、提案見積額等の金額は記載しないこと。

(5) 提案見積書の作成方法

- ア 提案見積金額は、業務委託期間（5年間）に要する費用を消費税及び地方消費税を除く金額で積算し、総額を提案見積書（様式9）に記載すること。
- イ 提案見積書は、各年度の積算内訳を提案見積内訳書（任意様式）に記載して添付すること。

(6) 留意事項

- ア 提出期間後に提出書類の書換え、差替え又は撤回はできません。
- イ 提出書類の返却は行いません。

1.2 プロポーザルの辞退

参加者は、プレゼンテーション実施日の前営業日まで随時、プロポーザルの参加を辞退することができる。プロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式10）を提出すること。

1.3 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時

令和8年10月5日（月）から令和8年10月9日（金）までの間で指定した日とする。なお、実施日時は、事前に書面にて通知する。

(2) プレゼンテーション

- ア プレゼンテーションの時間は40分以内とする。（機材の設置・片付け、質疑の時間は除く。）
- イ プレゼンテーションに必要な機材（スクリーン、プロジェクター、パソコンなど）は、全て参加者が用意すること。

- ウ プレゼンテーションの発表にあたっては、業務内容をよく理解し、業務実施に携わる者が出席すること。
- エ プレゼンテーションに参加できる人数は、7名以内とする。
- オ プレゼンテーションでは企画提案書の順に説明し、記載のない新たな提案をしてはならない。また、資料の追加提出は認めない。
- カ プレゼンテーションの日時、場所等の詳細については、事前に参加者に書面にて通知する。
- キ プレゼンテーションに欠席した参加者は失格とする。
- ク 天災等社会情勢によりプレゼンテーション実施方法等に変更の必要が生じた場合、参加者は指示に従うものとする。

#### 1 4 受託候補者の決定

- (1) 受託候補者の決定は、野田市水道料金等関連業務包括委託に係る公募型プロポーザル評価基準要領（以下「評価基準要領」という。）に基づいて行う。
- (2) 審査結果は、野田市水道部ホームページに公表するほか、参加者すべてに野田市水道料金等関連業務包括委託事業者選定結果通知書（様式11）にて通知する。
- (3) 審査結果等についての問合せ、異議申立てには一切応じない。

#### 1 5 契約

- (1) 契約手続
  - ア 受託候補者との契約は、随意契約の手続きにより行う。
  - イ 受託候補者と契約締結の合意に至らなかった場合や受託候補者に事故等があり契約交渉が不可能となった場合は、次順位候補者を契約交渉の相手方とする。
- (2) 契約内容・金額
  - ア 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は野田市水道部と受託候補者の交渉により、決定する。
- (3) 契約締結
  - ア 契約に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - イ 契約保証金は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、受託者が保険会社等との間に委託者を被保険者とする履行保証保険を締結した場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができるものとする。

#### 1 6 特記事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、参加希望者及び参加者の負担とする。
- (2) 参加希望者が1社の場合でも一次審査を行う。また、参加者が1社の場合でも二次審査を行う。

#### 1 7 事務局及び提出先

本プロポーザルの事務局は、野田市水道部業務課業務係に置く。

〒278-0031

千葉県野田市中根 324 番地

野田市水道部業務課業務係

電話番号 04-7124-5145 (音声案内 5)

FAX 04-7124-3362

メールアドレス [suidoubu-1@mail.city.noda.chiba.jp](mailto:suidoubu-1@mail.city.noda.chiba.jp)

## 帳票一覧（閲覧用）

## 1. 印刷帳票

- (1) 受付業務に関すること
  - ア. 給水装置（中止・廃止）届
  - イ. 給水契約・変更届
  - ウ. 量水器取付・撤去等連絡票、メーター取替票
- (2) 定例検針業務に関すること
  - ア. 使用水量・料金等のお知らせ（検針用ロール紙）
  - イ. 水道使用水量等のお知らせ（はがき）
- (3) 納入通知書関係、収納、滞納整理及び停水執行業務に関すること
  - ア. 納入通知書
  - イ. 督促状
  - ウ. 給水停止予告状
  - エ. 催告状
  - オ. 給水停止通知書
  - カ. 給水停止執行通知書
  - キ. 水道料金・下水道使用料・手数料口座振替依頼書

## 2. リスト・報告等

- (1) リスト
  - ア. 還付予定一覧表
  - イ. 還付払出予定・充当一覧表
  - ウ. 決裁調書
    - ① 水道使用水量認定申請書
    - ② 調定変更処理票
    - ③ 調査票
    - ④ 認定水量決定通知書
- (2) 報告
  - ア. 収納金合計表（日計）
  - イ. 業務報告書、月次報告書
  - ウ. 給水停止事前・事後報告書
  - エ. 認定箇所報告書
  - オ. 指針訂正報告書